

監 第 47 号  
令和5年9月5日

京都市長 様

京都市監査委員

令和4年度京都市内部統制評価報告書に係る審査意見の提出について

地方自治法第150条第5項に規定する審査について、別紙のとおり審査意見を提出します。

令和4年度

京都市内部統制評価報告書審査意見

京都市監査委員

令和4年度京都市内部統制評価報告書について、次のとおり審査し、意見を決定した。

令和5年8月29日

京都市監査委員	山本 惠一
同	青野 仁志
同	山添 洋司
同	河原林 温朗

## 目 次

第1	審査の実施	1
1	審査の種類	1
2	審査の対象	1
3	審査の着眼点	1
4	審査の主な実施内容	1
5	審査の期間	1
6	審査の実施場所	1
7	審査を実施した監査委員	1
第2	市長の内部統制の審査の結果	2
1	評価手続の審査	2
2	評価結果の審査	4
3	市長の内部統制に対する意見	7
第3	市長以外の任命権者の補助機関の内部統制の審査の結果	7
1	評価手続の審査	7
2	評価結果の審査	7
3	各補助機関の内部統制に対する意見	8

## 令和4年度 京都市内部統制評価報告書審査意見

### 第1 審査の実施

京都市監査基準に基づき、次のとおり審査を実施した。

#### 1 審査の種類

内部統制評価報告書審査（地方自治法第150条第5項）

#### 2 審査の対象

「令和4年度京都市内部統制評価報告書」

#### 3 審査の着眼点

- (1) 市長が定めた評価手続が「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「総務省ガイドライン」という。）の趣旨に沿った適切なものとなっているか、また、その評価手続に沿って適切に評価が実施されているか。
- (2) 市長が評価の過程において把握した事務処理誤り等の不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか、また、早期に適切な是正措置が講じられたか。

#### 4 審査の主な実施内容

令和4年度京都市内部統制評価報告書について、市長から報告を受け、京都市監査基準及び総務省ガイドラインに基づき、また、定期監査をはじめ、これまでの監査等において得られた知見も活かし、必要に応じて関係部局に資料の提出及び説明を求めたうえで審査を行った。

#### 5 審査の期間

令和5年7月3日から同年8月29日まで

#### 6 審査の実施場所

監査事務局及び審査対象局執務室等

#### 7 審査を実施した監査委員

監査委員 山本 恵 一  
同 青野 仁 志  
同 山添 洋 司  
同 河原林 温 朗

## 第2 市長の内部統制の審査の結果

### 1 評価手続の審査

市長が定めた評価手続が総務省ガイドラインの趣旨に沿った適切なものとなっているか、また、その評価手続に沿って適切に評価が実施されているかといった観点から、評価手続の審査を行った。

#### (1) 評価手続等の確認

評価手続等の確認に当たっては、市長が決定した内部統制に関する方針並びに評価に係る評価体制、評価基準日、評価対象期間、評価範囲及び全庁的な内部統制の評価項目等について、総務省ガイドラインの趣旨等に沿って適切に評価が行われているかを検証するため、内部統制評価部局（以下「評価部局」という。）から関連する資料を入手し、必要に応じて、関係部局に対して質問調査等を行った。

#### ア 全庁的な体制

京都市内部統制基本方針及び京都市内部統制推進本部設置等要綱に基づき、令和元年12月25日付けで内部統制に係る推進体制及び評価体制が示され、市長を本部長とし、市長の方針を共有する内部統制推進本部や、実務的な検討や調整等を行う内部統制推進部会が設置されており、内部統制の全庁的な評価体制が適切に整備されていることを確認した。

また、京都市内部統制推進本部会議及び推進部会の開催状況についても、京都市内部統制推進本部設置等要綱に基づき、適時開催されていることを確認した。

#### イ 評価基準日及び評価対象期間

評価基準日	令和5年3月31日
評価対象期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

評価対象期間を令和4年度とし、評価基準日を令和5年3月31日としていることを確認した。

#### ウ 評価範囲

##### (ア) 全庁的な内部統制

総務省ガイドラインにおいて示された、内部統制の目的を達成するために必要とされる6つの基本的要素に基づく。

【参考】内部統制の6つの基本的要素（総務省ガイドラインより）

基本的要素	内容
統制環境	組織文化を決定し、組織内の全ての者の統制に対する意識に影響を与える基本的要素
リスクの評価と対応	組織目的の達成に影響を与える事象について、組織目的の達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を選択するプロセス
統制活動	長の命令及び指示が適切に実行されることを確保するために定める方針及び手続
情報と伝達	必要な情報が識別、把握及び処理され、組織内外及び関係者相互に正しく伝えられることを確保すること。
モニタリング	内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセス
ICT（情報通信技術）への対応	組織にICTが浸透している状況を踏まえ、組織目的を達成するためにあらかじめ適切な方針及び手続を定め、それを踏まえて、業務の実施において組織の内外のICTに対して適切に対応すること。

(イ) 業務レベルの内部統制に係る対象事務

対象事務	財務に関する事務
	個人情報管理に関する事務

市長が整備した全庁的な内部統制について、内部統制の目的を達成するために総務省ガイドラインで必要なものとして示された6つの基本的要素に基づいて整備されていることを確認した。

また、本市内部統制の対象事務である「財務に関する事務」及び「個人情報管理に関する事務」に係る業務上のリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。）を識別及び評価し、業務上のリスクを抑止するための対応策（事務処理上の具体的な手順等をいう。以下「リスク対応策」という。）が講じられていることを確認した。

(2) 評価手続の適切性

ア 全庁的な内部統制の評価手続

全庁的な内部統制の評価手続については、6つの基本的要素に対応する規定等の確認及び関係部局への質問等を行い、その評価が各評価項目に対応して実施されているかといった観点から審査し、適切に行われていることを確認した。

イ 業務レベルの内部統制の評価手続

業務レベルの内部統制は、本市の内部統制対象事務である「財務に関する事務」及び「個人情報管理に関する事務」に係る業務上のリスクを識別、評価し、

三段階のリスク重要度に応じてリスク対応策が講じられた「リスク評価シート」に基づき整備されている。

業務レベルの内部統制の評価手続の審査に当たっては、リスクの重要度が高いものが評価報告書の対象となることから、各所属の自主点検の実施状況、制度所管課等及び評価部局による評価等について、重要度が高いと判断されたリスクに関する評価資料の確認等を行い、市長が定めた評価手続に沿って実施されているか等の観点から、その適切性を確認した。

書類審査及び質問調査の結果、審査の対象となるリスク対応策について評価期間中に自主点検及び自己評価がされており、また、各評価項目に基づいて評価部局による独立的評価が行われており、業務レベルの内部統制の評価手続は適切に行われていることを確認した。

## 2 評価結果の審査

市長が評価の過程において把握した事務処理誤り等の不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか、重大な不備がある場合には、早期に適切な是正措置が講じられたかといった観点から評価結果の審査を行った。

なお、評価結果の審査に当たっては、評価部局から関連する資料を入手し、必要に応じて、関係部局に対して質問調査等を行った。

### 【参考】内部統制の重大な不備について（総務省ガイドラインより抜粋）

内部統制の重大な不備とは、内部統制の不備のうち、事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は、適正に行われていないことにより、地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いものもしくは実際に生じさせたものをいい、内部統制についての説明責任を果たす観点から、内部統制評価報告書に記載すべきものである。

### (1) 全庁的な内部統制の評価結果

令和4年度については、全庁的な内部統制を推進するうえで必要となる方針、指針等の策定、体制の整備等を行ったうえで、その運用が行われており、本市の全庁的な内部統制における不備は確認されておらず、評価結果は適切であることを確認した。

なお、令和3年度における全庁的な内部統制の運用上の重大な不備（前子ども若者はぐくみ局長収賄事件に係る職員の倫理条例違反）については、令和3年度内部統制評価報告書の審査時点では、再発防止策が検討段階にあったが、令和4年12月5日に公表された調査報告書の内容を踏まえ、是正に向けた取組を実施していることを確認している。



【参考】令和3年度における全庁的な内部統制の運用上の重大な不備（前子ども若者はぐくみ局長収賄事件に係る職員の倫理条例違反）の是正措置について

事案概要	是正措置等の内容
<p>前子ども若者はぐくみ局長について、京都市職員の倫理の保持に関する条例及び同条例施行規則において禁止する当該職員の職務に利害関係を有する者からの金銭等（紳士国産腕時計1点及び純金小判1点）の受領があった。これは、全庁的な内部統制の基本的要素の一つである統制環境（内部統制の基盤となる長の誠実性と倫理観に対する姿勢）に係るリスクが発現したものである。</p>	<p>① トップによるメッセージを発信し、組織に係る4つの原則（組織統率、責任関与、相互理解、危険認知）及び公務員倫理の徹底を行い、組織・職場文化の刷新につなげる。</p> <p>② 公務員倫理の確保に向けた取組として、全職員に対し、改めて倫理意識の高揚を図るための研修を実施するとともに、本市の公務員倫理に関する制度について、禁止行為等の基準を明確化し、本市に関わりある事業者等への周知、禁止行為の働き掛けへの組織的な対応の徹底等を行う。</p> <p>③ 組織・サービス・人事に関する取組として、局長級職員をはじめとした幹部職員に対する適切なマネジメントや、相互理解を促進するための風通しの良い職場づくりの確保に向けた研修の実施や、利害関係者との接触が多い職員を中心とした定期的なヒアリングの実施等を行う。</p> <p>④ 子ども若者はぐくみ局における新たな組織文化の醸成に関する取組として、信頼回復のために局が一丸となって取り組むべきことを方針としてまとめ、局内に周知・徹底するとともに、局内の公務員倫理の確保・再徹底に向けたマニュアルの策定や研修の実施、公正かつ適切な業務執行の確保・推進に向けた業務の組織的な進捗管理の徹底等を行う。</p>

## (2) 業務レベルの内部統制の評価結果

業務レベルの内部統制については、これまでの監査等で把握した不備の状況を踏まえたうえで、リスク評価シート等の確認や関係部局に対して質問等を行うことにより、市長が行った評価結果が適切かどうか、特に、当該不備が重大な不備に該当しないかどうかの検討を行った。

### ア 整備状況

業務レベルの内部統制の整備状況については、全てのリスク対応策に手引・マニュアル等の具体的な事務処理手順が整備されていることを確認した。

また、リスク対応策に関する具体的な事務処理手順の理解度等を確認するために実施された自主点検において把握した不備（関係帳簿の記入の不徹底等）については、質問調査等の結果、事務処理手順の再確認、周知徹底を行う等、評価対象期間内に全て是正措置が講じられており、業務レベルの内部統制の整備状況についての評価結果は適切であることを確認した。

## イ 運用状況

評価対象期間中に発現した不備（運用上の不備）については、財務に関する事務において、市内出張用トラフィカ京カードの紛失、支払の遅延等 30 件、個人情報管理に関する事務において、文書の誤送付、窓口等での誤交付等 17 件の計 47 件あり、そのうち、次のウで述べるとおり、重大な不備に関する事案はなかった。

なお、不備の把握件数を昨年度と比較すると、財務に関する事務については、市内出張用トラフィカ京カードの紛失が増加したことなどにより 15 件増加した。一方、個人情報管理に関する事務については、文書の誤送付が減少したことなどにより、10 件減少している。

47 件の運用上の不備については、評価部局への質問調査等を行い、マニュアル等の改正・周知徹底、業務手順の再確認・再指導等の是正措置が早期に適切に講じられていることを確認した。

### 【参考】評価報告書に記載された業務レベルの内部統制の運用状況

区分	不備の把握件数		主な不備の内容
	令和4年度	(参考) 令和3年度	
財務に関する事務	30 件	15 件	市内出張用トラフィカ京カードの紛失、支払の遅延等
個人情報管理に関する事務	17 件	27 件	文書の誤送付、窓口等での誤交付等
合計	47 件	42 件	

## ウ 重大な不備

内部統制の運用上の不備 47 件について、市長が重大な不備としたものはない。

47 件の運用上の不備については、前述のイのとおり、その内容及び是正状況について評価部局に質問調査等を行っており、総務省ガイドラインにおける運用上の重大な不備の基準である「地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせたもの」に相当しないものであると考えられ、適切であることを確認した。

### 3 市長の内部統制に対する意見

市長の内部統制については、審査した限りにおいて、市長が定めた評価手続に沿って適切に評価が実施されており、また、市長が評価の過程において把握した事務処理誤り等の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていることを確認した。

よって、令和4年度京都市内部統制評価報告書における市長の内部統制の評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

## 第3 市長以外の任命権者の補助機関の内部統制の審査の結果

### 1 評価手続の審査

市長以外の任命権者の補助機関の内部統制の評価手続については、総務省ガイドライン及び市長が定めた評価手続を準用して適切に評価が実施されているかといった観点から、関係部局に対し質問調査等を行い、評価手続の審査を行った。

#### (1) 評価手続等の確認

質問調査等の結果、市長の基本的方針及び内部統制制度等を準用して全庁的な内部統制の評価体制が適切に整備されており、評価基準日、評価対象期間、評価範囲についても、市長の評価手続に合わせて適切に整備されていることを確認した。

#### (2) 評価手続の適切性

質問調査等の結果、全庁的な内部統制及び業務レベルの内部統制の評価手続については、市長が定めた評価手続を準用して適切に実施されていることを確認した。

また、書類調査及び質問調査の結果、審査の対象となるリスク対応策について評価期間中に自主点検及び自己評価が行われ、各評価項目に基づいて独立的に評価が行われており、各補助機関の評価手続は適切であることを確認した。

### 2 評価結果の審査

総務省ガイドライン及び市長の評価方法を準用して、重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか等の観点から、関係部局に対し質問調査等を行い、評価結果の審査を行った。

#### (1) 全庁的な内部統制の評価結果

全庁的な内部統制を推進するうえで必要となる体制の整備等を行ったうえで、その運用が行われていることを確認した。

また、各補助機関において全庁的な内部統制の不備は確認されておらず、適切に評価が行われていることを確認した。

## (2) 業務レベルの内部統制の評価結果

### ア 整備状況

業務レベルの内部統制の整備状況（リスク対応策に係るマニュアル等の整備や理解度の状況等）について、質問調査等の結果、自主点検で確認された不備（関係帳簿の記入の不徹底等）に対し、事務処理手順の再確認、周知徹底を行う等、評価対象期間内に全て是正措置が講じられており、整備状況の評価結果は適切であることを確認した。

### イ 運用状況

業務レベルの内部統制の運用状況については、質問調査等の結果、評価対象期間中に発現した運用上の不備 5 件（市バス・地下鉄業務用乗車券の紛失等）について、マニュアル等の改正・周知徹底、業務手順の再確認・再指導等の是正措置が早期に適切に講じられていることを確認した。

### ウ 重大な不備

内部統制の運用上の不備 5 件について、重大な不備としたものはない。

5 件の運用上の不備については、前述のイのとおり、その内容及び是正状況について評価部局に質問調査等を行っており、総務省ガイドラインにおける運用上の重大な不備の基準である「地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせたもの」に相当しないものであると考えられ、適切であることを確認した。

## 3 各補助機関の内部統制に対する意見

市長の基本方針、内部統制制度等を準用して、一体的に連携して取り組むこととされている各補助機関の内部統制について、審査した限りにおいて、市長が定めた評価手続を準用して適切に評価が実施されており、また、各補助機関が評価の過程において把握した事務処理誤り等の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていることを確認した。

よって、令和 4 年度京都市内部統制評価報告書における各補助機関の内部統制の評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。